

文部科学委員会

文部科学調査室

1 教育振興基本計画

教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、おおむね5年ごとに「教育振興基本計画¹」が策定されている。

令和5年6月に閣議決定された第4期計画（令和5～9年度）では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」がコンセプトとして掲げられ、下記の今後の教育政策に関する5つの基本的な方針の下に、16の教育政策の目標、基本施策及び指標が示されている。

今後の教育政策に関する基本的な方針

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

2 初等中等教育

(1) 学習指導要領改訂に向けた動向

学習指導要領とは、各学校において編成する教育課程の基準であり、学校教育法に基づき文部科学大臣が告示している。おおむね10年に一度改訂されており、現行の学習指導要領は平成29年・30年に改訂されたものである。

文部科学大臣が、次期改訂に向け、令和6年12月、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」を中央教育審議会（中教審）に対して諮問したことを受け、中教審初等中等教育分科会教育課程部会の下に設置された教育課程企画特別部会において検討が行われ、同特別部会は令和7年9月に論点整理を取りまとめた。これをもとに、各教科等の専門部会等において具体的な検討を進めた上で、令和8年夏頃までに結論を出し、同年度中に中教審として答申することが目指されている。

学習指導要領の改訂・実施のスケジュール (年度)

	R 6.12	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
小学校				改 訂				実施 (全学年)	
中学校	中教審 ～諮問		答 申		改 訂			実施 (全学年)	
高等学校					改 訂				実施 (1年生)

(出所) 過去の改訂スケジュール及び報道を基に当室作成

¹ 平成18年12月に全面改正された教育基本法第17条に基づき策定されるものである。

論点整理の概要

①中核的な概念等を活用した一層の構造化・表形式化・デジタル化
・各教科等の中核的な概念等について、「タテ・ヨコの関係」を可視化することで構造化を図る ・表形式や箇条書きの積極的な活用を検討し、記載の冗長・複雑さを改善 ・デジタル技術を活用し、教科等間の関係等を容易に俯瞰できるようにする
②多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程
・義務教育段階の柔軟な教育課程の方向性（調整授業時数制度） ・個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施の仕組み ・高等学校段階での柔軟な教育課程編成
③情報活用能力の抜本的向上
・小学校では「総合的な学習の時間」に「情報の領域（仮称）」を付加し、中学校では技術・家庭科を分離して、技術分野を「情報・技術科（仮称）」に再編 ・情報モラルやメディアリテラシーを育む
④「余白」の創出を通じた教育の質の向上の在り方
・年間の授業時数が標準授業時数を大幅に上回る状況等の見直し ・週あたり授業時数の年間を通じた平準化
⑤豊かな学びに繋がる学習評価の在り方
・「主体的に学習に取り組む態度」は、目標達成評価ではなく個人内評価とし、「学びに向かう力・人間性等」の要素が表出した場合に、「思考・判断・表現」の観点別評価に「○」を付記する

(出所) 文部科学省資料を基に当室作成

(2) 教員を取り巻く環境整備（学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、教員の処遇改善）

令和7年6月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号。以下本項で「本法律」という。）が成立した。本法律は、学校における働き方改革の更なる加速化、多様化・複雑化する教育課題への対応に向けた学校の指導・運営体制の充実、高度専門職である教員の職務の重要性にふさわしい処遇改善を図る観点から、①教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「計画」という。）の策定及び公表等の義務付け、②「主務教諭」の職の新設、③教職調整額の基準となる額の引上げ（給料月額の4%から段階的に10%へ）等を主な内容とするものである（①②については、令和8年4月1日施行、③については、令和8年1月1日施行）。

①に關し、文部科学大臣が定める「指針」に即して計画を定めることとされたことを受け、文部科学省は、令和7年9月、令和2年に策定された「上限指針²」を全部改正し、「学校と教師の業務の3分類」を同指針に位置付ける等、働き方改革の更なる推進に向けて、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに規定した（令和7年文部科学省告示第114号）。なお、業務量管理については、現在改訂が進められている学習指

² 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）

導要領 ((1)参照) の議論においても、授業時数や指導内容を含め、教員に過度な負担・負担感が生じないような教育課程の在り方が検討されている。

また、本法律附則において、令和8年度からの公立中学校における35人学級の実現に関する措置を講ずる旨の規定が設けられたことを踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針2025)」(令和7年6月閣議決定)においては、令和8年通常国会へ義務標準法³改正案を提出するとされている。

なお、文部科学省は、本法律等を踏まえ、令和8年度概算要求において、9,214人の教員定数改善を図るとともに、教員の処遇改善として161億円を要求している。

(3) 部活動改革（部活動の地域展開）

学校の部活動について、少子化の進行や教員の負担の重さといった課題が指摘される中、スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」においては、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」として位置付け、公立の中学校の生徒を主な対象として、休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと等が示された。

また、改革推進期間終了後の令和8年度以降の改革の方向性等について検討を行ってきたスポーツ庁及び文化庁の有識者会議が令和7年5月に公表した最終とりまとめにおいては、改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表す観点から、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更するとともに、地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等にあった方針を決定すること等が示された。

スポーツ庁及び文化庁においては、次期改革期間に向け、ガイドラインの見直しや費用負担の在り方等について検討が行われている。

最終とりまとめで示された「今後の改革の方向性」

改革の進め方	<ul style="list-style-type: none"> 休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。 平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。
次期改革期間	<p>「改革実行期間」(前期：令和8～10年度⇒中間評価⇒後期：令和11～13年度) ※ 現時点では着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。</p>
費用負担の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要(公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要)。 ※ 受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示すことを検討する必要。 企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。等

(出所) スポーツ庁資料を基に当室作成

³ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)

(4) いじめ、不登校

ア いじめ

文部科学省は、いじめの認知件数や重大事態の件数が年々増加していること等を踏まえ、令和5年10月に「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定した。同パッケージにおいては、いじめの重大事態化を防ぐための早期発見・早期支援の強化策や、重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析等を踏まえた、各地方公共団体への取組改善に向けた指導助言及び全国的な対策の強化などが示された。同パッケージに基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、不登校・いじめ対策等を早急に推進することとしている。

また、令和6年8月には、平成29年3月に策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂し、重大事態調査への学校や関係者の対応を明確化した。

このような取組にもかかわらず、文部科学省の「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和5年度問題行動等調査）（令和6年10月公表）において、小・中・高等学校等でのいじめの認知件数は732,568件（対前年度50,620件（7.4%）増）、いじめの重大事態⁴の件数は1,306件（同387件（42.1%）増）と、いずれも過去最多を記録した。文部科学省は、増加の背景として、アンケートや教育相談の充実等による児童生徒に対する見取りの精緻化や、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられるとしている。同調査結果を踏まえ、文部科学省はこども家庭庁等の関係省庁と連携し、いじめ防止対策の更なる強化に取り組んでいるが、最近でも、筑波大学附属小学校におけるいじめ重大事態の発生や、広陵高校野球部の暴力問題による全国高等学校野球選手権大会辞退など、社会的に関心の高い事案が相次いでいる。

骨太方針2025においては、「いじめ・不登校や悩みに直面することもやその保護者への支援（略）を強力に推進する」とされている。

イ 不登校

文部科学省は、不登校児童生徒数が年々増加していること等を踏まえ、令和5年3月に「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン⁵）」を、同年10月には「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定し、これらに基づき、不登校対策を進めている。同パッケージにおいては、COCOLOプランの対策の前倒しと併せて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、情報発信を強化することなどが示された。

このような取組にもかかわらず、文部科学省の令和5年度問題行動等調査において、小・中学校の不登校児童生徒数は346,482人（対前年度47,434人（15.9%）増）と過去

⁴ いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」のいずれかに該当する場合と規定されている。

⁵ COCOLOプラン（Comfortable, Customized and Optimized Locations of Learning）とは、文部科学省が、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実などを推進することを目指し、①不登校児童生徒全ての学びの場の確保、②「チーム学校」での支援、③学校風土の見える化を目標として掲げた取組である。

最多を記録した。同調査の中では、不登校児童生徒について把握した事実⁶として、多いものから順に「学校に対してやる気が出ない等の相談があった。」(32.2%)、「不安・抑うつの相談があった。」(23.1%) 等が挙げられた。文部科学省は、増加の背景として、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があつたことなどが考えられるとしている。

(5) 高等学校の授業料の無償化

文部科学省は、国公私立を問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯（年収910万円程度未満の世帯）の生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給しており、多くの都道府県は、それぞれの実情に応じ、国の制度に上乗せして授業料等の支援を行っている。

このような中、政党間においても、高等学校段階の授業料等支援について議論が行われ、令和7年2月に自由民主党、公明党、日本維新の会の3党が交わした合意文書（3党合意）においては、高等学校等就学支援金等について、下記のとおりとされた。

① いわゆる高校無償化

- ・「骨太方針2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
- ・令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低中所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- ・先行措置として、令和7年度分について、全世帯を対象とする支援金（11.88万円）の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

（出所）文部科学省資料

合意文書を踏まえ、令和7年度には、「高校生等臨時支援金」（令和7年度限り）として、年収約910万円以上の世帯の生徒に対し、国公私立共通の基準額（11万8800円）が支給された。また、骨太方針2025においては、高校無償化は令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現するとされており、令和8年度概算要求において、高校生等への修学支援に係る費用は金額を示さない事項要求とされている。

(6) 学校給食の無償化

文部科学省は、学校給食の実施方法や学校給食費の無償化を実施する地方公共団体の取組状況等について調査を実施し、令和6年12月、調査結果をもとに『『給食無償化』に関する課題の整理について』を公表した。同整理では、中高所得者世帯を含む全員を対象にした給食無償化については、学校給食の目的・目標とは異なる「子育て支援」や「少子化対策」の目的で実施されている地方公共団体も一部認められることから、学校給食費の無償化を子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付として捉えた際の課題に関して、①児童生徒間の公平性、②格差是正策としての妥当性、③国と地方の役割分担、④効果的な少子化対策の4つの観点からまとめている。

⁶ 令和5年度調査から、各学校が認識する不登校の要因に代わり、各学校が把握している不登校のきっかけや背景にある事実について、複数回答する形式で調査が行われた。

このような状況も踏まえ、政党間において学校給食の無償化について議論が行われ、3党合意においては、令和8年度に小学校における給食無償化を実現させ、中学校への拡大についても速やかに行うこととされた。また、骨太方針2025においては、給食無償化は令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現するとされている。

3 高等教育

(1) 大学改革

急速な少子化や高等教育を取り巻く変化を背景に、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たすことが求められているという問題意識から、令和5年9月、文部科学大臣は、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」を中教審に諮問した。これを受け、令和7年2月、中教審は「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（知の総和答申）を取りまとめた。知の総和答申では、2040年の大学進学者数が約46万人（現在の定員規模の約73%）へと大幅に減少するとの予測を指摘した上で、高等教育が目指す姿として我が国の「知の総和」（数×能力）の向上を掲げ、今後の高等教育政策の方向性と具体的方策、機関別・設置者別の役割や連携の在り方及び高等教育改革を支える支援方策の在り方等を示している。同答申を受け、中教審大学分科会の部会や有識者会議において、教育研究の質向上・質保証システムの構築、地域大学振興、私立大学の在り方等について、具体的な検討が進められている。

知の総和答申で示された主な具体的方策

1. 教育研究の「質」の更なる高度化

- ① 学修者本位の教育の更なる推進
出口における質保証、教育の質を評価する新たな評価制度へ移行
- ② 多様な学生の受入れ促進
留学生の定員管理見直し、技術流出防止対策の徹底、通信教育の制度改革
- ③ 大学院教育の改革
学士・修士5年一貫教育の大幅拡充
- ④ 研究力の強化
業務負担軽減
- ⑤ 情報公表の推進
大学間比較できる新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））を新構築

2. 高等教育全体の「規模」の適正化

- ① 高等教育機関の機能強化
意欲的な改革への支援、連携推進
- ② 高等教育機関全体の規模の適正化の推進
厳格な設置認可審査、再編・統合の推進、縮小への支援、撤退への支援

3. 高等教育への「アクセス」確保

- ① 地理的観点からのアクセス確保
地域構想推進プラットフォーム（仮称）の構築、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援、地域研究教育連携推進機構（仮称）の導入、地方創生の推進
- ② 社会経済的観点からのアクセス確保
経済的支援の充実、高等教育機関入学前からの取組促進

（出所）文部科学省資料を基に当室作成

(2) 国立大学の財務状況・授業料の引上げ

令和6年6月、一般社団法人国立大学協会は、国立大学の財務状況⁷を「もう限界です」と表現し、その改善等のために国民の理解等を求める声明を発表した。このような声を踏まえ文部科学省に設置された有識者会議は、令和7年8月に取りまとめた「改革の方針」において、運営費交付金は物価・賃金の上昇により実質的に目減りしているとして、最低限必要と考えられる教育研究をベースとした経費については、物価等の変動に対応させる観点も含めて見直していくことが求められる等とした。なお、文部科学省は、令和8年度概算要求において、国立大学法人運営費交付金として1兆1,416億円（前年度予算額1兆784億円）を要求している。

国立大学の授業料は、文部科学省令で規定された「標準額」（平成17年度より53万5,800円）の120%を上限に、その範囲内で各大学が学則等において定めることができるとされている。令和6年9月、東京大学は教育学修環境改善に活用するとして、従前の標準額から上限額への授業料引上げ及び学生支援拡充の方針を決定し、令和7年4月入学者から適用している。これにより、標準額を上回る授業料を設定している大学は7大学となった（令和7年6月時点）。

なお、国立大学の授業料については、私立大学関係者からその引上げを求める声があり、令和6年3月、中教審大学分科会の部会で、委員が国立大学の授業料を標準額の約3倍に引き上げることを提案し、同年8月には、一般社団法人日本私立大学連盟が、国立大学の授業料の上限規制の撤廃を提言した。

(3) 奨学金等の学生に対する経済的支援

ア 修学支援新制度

令和元年5月、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等に対し、大学等の修学に係る経済的負担を軽減するため、授業料等減免制度の法制化及び給付型奨学金制度の拡充に係る所要の措置を講ずることを主な内容とする「大学等における修学の支援に関する法律」が成立した。同法に基づく高等教育の修学支援新制度は令和2年4月から実施されて以降、支援の対象者が拡充されており、令和6年度においては、支援対象が中間所得層の多子世帯や私立大学等の理工農系学部生等に拡充された。また、令和7年度においては、同法の一部改正により、授業料等減免に係る多子世帯の所得制限が撤廃されて支援対象がさらに拡充され、令和7年度予算において6,532億円（対前年度比1,094億円増）が計上された。なお、令和8年度予算概算要求では、今回も金額を示さない事項要求とされている。

⁷ 大学病院を設置しない国立大学の主要な財源は、運営費交付金と授業料となっている。

高等教育の修学支援新制度の概要

○ 授業料等減免

- 授業料等減免の額は、その対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については、下表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする
- 非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2又は3分の1を減免
- 多子世帯（扶養される子供が3人以上）の学生等に対しては、所得制限を設けず、非課税世帯の学生等に対する減免額と同額（下表）を減免（令和7年度開始）
- 中間層の私立学校の理工農系の学生等に対しては、文系との差額分を減免（令和6年度開始）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000円	535,800円	260,000円	700,000円
短期大学	169,200円	390,000円	250,000円	620,000円
高等専門学校	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
専門学校	70,000円	166,800円	160,000円	590,000円

○ 給付型奨学金

- 非課税世帯の学生等に対しては下表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対してはその額の3分の2又は3分の1を支給
- 中間層の多子世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する給付額の4分の1を支給（令和6年度開始）

(月額)	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学・短期大学・専門学校	29,200円	66,700円	38,300円	75,800円
高等専門学校	17,500円	34,200円	26,700円	43,300円

（出所）文部科学省資料を基に当室作成

イ 奨学金事業

高等教育機関で学ぶ学生を対象とする国の奨学金事業は、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が実施しており、貸与型及び修学支援新制度の一部である給付型奨学金の2種類がある。

貸与型奨学金は、第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）がある。令和7年度予算においては、第一種に係る事業費（令和6年度より実施の大学院修士段階の授業料後払い制度に係る事業費を含む。）として2,805億円（対前年度73億円増）が、第二種では5,854億円（同34億円増）が計上された。また、令和8年度予算概算要求では、第一種は今回も金額を示さない事項要求とされており、第二種の事業費は6,342億円とされている。

貸与された奨学金については、返還が困難になった場合の減額返還制度や返還期限猶予制度に加え、平成29年度の無利子奨学金の新規採用者から年収に応じて返還額が変化する所得連動返還方式の選択が可能となっている。

4 科学技術及び学術の振興

（1）科学技術政策

我が国の科学技術政策は、科学技術・イノベーション基本法に基づき策定された「科学

技術・イノベーション基本計画⁸」等に沿って、総合科学技術・イノベーション会議の下、関係府省が連携しつつ推進されている。令和7年度の科学技術関係予算の全府省総額は5兆526億円（当初予算額）で、そのうち文部科学省の科学技術関係予算は40.7%に当たる2兆584億円である。

文部科学省が所管する主な科学技術政策には、①科学技術・学術に関する基本的政策、②科学技術関係人材の育成・確保、③研究費、研究開発評価、④研究環境・基盤整備、研究拠点形成、⑤産学官連携、地域科学技術振興、スタートアップ支援、⑥科学技術・学術の国際活動、⑦分野別的研究開発等がある。

(2) 研究開発の現状

文部科学省では、宇宙、原子力、ライフサイエンス、情報、環境エネルギー、ナノテクノロジー・物質・材料、量子科学技術、核融合エネルギー、海洋、地震・火山・防災など多岐にわたる分野の研究開発を推進している。

ア 宇宙

我が国の宇宙政策は、宇宙基本法に基づき策定された「宇宙基本計画⁹」に沿って行われている。令和7年度予算における宇宙関係予算の全府省総額は4,160億円（当初予算対前年度比3.2%増）であり、そのうち文部科学省の予算額は1,516億円である。

文部科学省では、所管する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）において、固体燃料ロケット「イプシロン¹⁰」及び新型基幹ロケット「H3ロケット¹¹」等の輸送システムや人工衛星の開発・運用を行うとともに、民間企業・大学等との共同研究や教育支援活動などを行っている。さらに、文部科学省は、関係府省とともにJAXAに設置した「宇宙戦略基金」を活用し、民間企業・大学等が最大10年間にわたり大胆に研究開発に取り組めるよう支援する事業を行っている¹²。

また、我が国は、日本実験棟「きぼう」及び宇宙ステーション補給機の開発・運用等を通じて「国際宇宙ステーション（ISS）計画¹³」に参画するとともに、国際宇宙探査計

⁸ 科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、10年先を見通した今後5年間の科学技術政策を具体化するものとして政府が策定するものであり、令和3年3月、令和3～7年度を対象期間とする「第6期科学技術・イノベーション基本計画」が閣議決定された。現在、次期基本計画の策定に向けて、総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会を中心に検討が行われている。

⁹ 宇宙開発利用について政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策等を定めるものであり、令和5年6月に「宇宙基本計画の変更について」が閣議決定された。

¹⁰ 第1段階の開発成果をもとに、第2段階として「イプシロンS」の開発が進められている。JAXAは、令和6年11月の地上燃焼試験における爆発についての原因調査に相応の時間を要する見込みであるため、早期運用を目指した開発計画の見直しを検討しており、令和7年末を目標に新たな開発計画を設定している。

¹¹ 令和5年3月の試験機1号機打上げは、第2段エンジンが着火せず失敗した。JAXAによる原因調査の後、令和6年2月の試験機2号機から令和7年2月の5号機まで打上げに成功している。

¹² 宇宙戦略基金については、速やかに総額1兆円規模の支援を行うことを目指すとされており、令和5年度補正予算及び令和6年度補正予算でそれぞれ3,000億円が措置された。JAXAは、令和7年4月に第1期技術開発テーマの採択結果の公表を完了するとともに、同年5月から第2期の公募を順次開始している。

¹³ 日本、米国、欧州、カナダ、ロシアの5極共同による国際協力プロジェクトである。我が国は、令和12年

画である「アルテミス計画¹⁴」への参画を表明している。

イ 原子力

原子力行政の所管は、複数の府省庁に分かれている。原子力の研究、開発及び利用に関する政策等は内閣府に置かれた原子力委員会、エネルギーに関する原子力政策等は経済産業省資源エネルギー庁、研究開発、人材育成及び原子力損害賠償等は文部科学省、原子炉等の安全規制は原子力規制委員会（環境省の外局）が、それぞれ所管している。

文部科学省では、所管する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）において、原子力基本法に基づき、原子力の安全性向上研究や核燃料サイクルの研究開発、原子力研究の人材育成等を実施している。なお、JAEAが所有する高速増殖原型炉「もんじゅ」は、平成28年12月に廃止措置への移行が決定され、平成29年6月にJAEAが策定した「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画」に基づき、おおむね30年間での廃止が予定されている¹⁵。

ウ 量子科学技術

量子技術¹⁶は、将来の経済・社会に変革をもたらし、安全保障の観点からも重要な基盤技術であり、諸外国では研究開発を戦略的かつ積極的に展開していることを踏まえ、統合イノベーション戦略推進会議¹⁷は、令和2年1月に「量子技術イノベーション戦略」を策定し、重点的な研究開発や産業化・事業化を促進するとした。これを受け、関係府省において研究開発から社会実装に至るまでの取組が行われている。

文部科学省は、基礎研究から技術実証まで取り組む「量子技術イノベーション拠点」を整備するとともに、产学研官連携や海外との共同研究等を通じた研究開発及び量子技術を活用した社会課題解決や新産業創出等を担う人材育成を行っている。また、統合イノベーション戦略推進会議が策定した「量子未来社会ビジョン」（令和4年4月策定）等を踏まえ、文部科学省は、国産量子コンピュータの整備や量子ソフトウェアの基盤研究の強化等の取組を推進している。

までのISSの運用延長への参加を決定している。

¹⁴ 火星探査を入れつつ、月周回有人拠点（ゲートウェイ）の整備を含む月面の持続的な探査を目指した米国提案の計画である。令和6年4月、日米両国の間で、将来、日本人宇宙飛行士が2度月面着陸することなどが合意された。

¹⁵ 4つの廃止措置段階のうち、第1段階（燃料体取出し期間）が令和4年10月に完了し、令和5年4月からは第2段階（解体準備期間）に入っている。

¹⁶ 量子とは、物質を形作っている原子そのものや、原子を構成する更に微細な電子・中性子・陽子など、粒子と波の性質をあわせ持った極めて小さな物質やエネルギーの単位のことである。量子技術とは、量子特有の性質を利用して通信や計算を行う技術であり、データの超高速処理を可能とするなど新たな価値創造を創出する中核となる基盤技術である。

¹⁷ 「統合イノベーション戦略」（平成30年6月閣議決定）に基づき、イノベーションに関連が深い司令塔会議である総合科学技術・イノベーション会議、デジタル社会推進会議、知的財産戦略本部、健康・医療戦略推進本部等について横断的かつ実質的な調整を図るとともに同戦略を推進するため、内閣に設置された。

エ 海洋

文部科学省は、海洋分野における研究開発を海洋立国日本の重要な使命と位置付け、「第4期海洋基本計画¹⁸」（令和5年4月閣議決定）等を踏まえた海洋科学技術分野の研究開発を総合的に推進している。文部科学省では、所管する国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）において、地球深部探査船「ちきゅう」や有人潜水調査船「しんかい6500」等を用いて、海底資源や深海生物等の研究及び地球内部構造の解明研究などを行っている。

オ 地震・火山・防災

文部科学省は、自然災害による被害の軽減を図るため、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測に関する調査研究を行っているほか、所管する国立研究開発法人防災科学技術研究所（NIED）において陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等を活用した防災研究開発を行っている。また、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策¹⁹」（令和2年12月閣議決定）を踏まえ、学校施設等の老朽化対策などについて、財政支援などを行っている。

令和6年4月、活動火山対策を強化するため、「火山調査研究推進本部」（本部長：文部科学大臣）が文部科学省に設置され、火山に関する調査研究を一元的に推進している。

(3) 科学技術の基盤的な力の強化

文部科学省は、科学技術の基盤的な力として、①人材力、②知の基盤、③資金改革のそれぞれの強化に取り組んでいる。

①人材力の強化については、優れた若手研究者に、大学その他の研究機関で研究に専念する機会を提供する「特別研究員事業」をはじめとした若手研究者の総合的な支援を行っている。また、博士課程に進学する学生が減少しているなどの状況を踏まえ、博士課程学生への経済的支援とキャリアパスの整備を一体として実施する大学に対し支援を行うとともに、令和6年3月には、博士人材が多様なフィールドで活躍する社会の実現に向けた「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」を取りまとめている。

②知の基盤の強化については、科学研究費助成事業（科研費）²⁰等の改革や研究施設、データ等の共同利用及び共同研究体制を通じた多様な研究の展開等に取り組んでいる。

③資金改革の強化については、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金などの基盤的経費の確保とともに、科研費をはじめとした競争的研究費の拡充など、多様な研究資金の確保・拡充に努めている。

¹⁸ 海洋基本法に基づき、海洋に関する施策についての基本的な方針や海洋に関して政府が総合的かつ計画的に講すべき施策等が規定されている。おおむね5年ごとに見直しが行われる。

¹⁹ 同対策に続く計画として、令和7年6月、「第1次国土強靭化実施中期計画」（計画期間：令和8～12年度）が閣議決定された。同計画における推進施策の1つとして、学校施設の耐災害性強化が挙げられている。

²⁰ 科研費は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用まであらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする研究助成制度であり、独立行政法人日本学術振興会が大部分の業務を担っている。令和7年度予算において2,379億円が計上されている。

(4) 大学の研究力の向上

ア 10兆円規模の大学ファンド

近年、我が国の研究力は、科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数が伸び悩むなど、諸外国と比較して相対的に低下していることが課題となっている²¹。

政府は、「10兆円規模の大学ファンド」を創設し、ファンドの運用益により、世界レベルの研究基盤を大学に構築するとともに、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することとした²²。文部科学省は、支援の対象となる大学（国際卓越研究大学）について、令和6年11月、初回の公募において東北大学を認定した²³。第2期の公募は令和6年12月から令和7年5月まで行われ、8大学から申請があった²⁴。認定された場合、令和7年度中の助成開始が予定されている。

また、令和7年7月、文部科学省は、海外から優秀な若手研究者・博士課程学生の受入れを進める日本トップレベルの大学に対し、ファンドの運用益により、令和7年度からの3年間で総額33億円を緊急的に支援することを公表し、公募の上、同年9月、11大学を選定した。

イ 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ

我が国の研究力向上のためには、国際卓越研究大学と同時に、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学の機能強化をしていくことが必要であることから、令和4年2月、政府は、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を策定し、令和5年2月及び令和6年2月に改定を行った。

これを受け、文部科学省は、地域の大学が連携を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップに向けた環境を整備するための支援を行っている²⁵。

(5) 原子力損害賠償制度

原子力損害発生時の被害者救済などを行うため、「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）には、原子力事業者の無過失・無限責任、原子力事業者における原子力損害賠償責任保険への加入等の損害賠償措置、原子力事業者に対する政府の援助などが定められている。

平成23年3月の東京電力福島原子力発電所事故を受け、文部科学省は原賠法に基づき、原子力損害賠償紛争審査会²⁶を設置した。審査会は、平成23年8月に原子力損害の範囲や

²¹ 科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数(Top10%補正論文数・分数カウント法)において、日本は2010-2012年(平均)では6位だったが、2021-2023年(平均)では13位となっている。

²² 令和7年3月、博士課程学生支援として全国の対象大学へ約167億円が助成された。

²³ 国際卓越研究大学は、年間数百億円が最長25年間助成される。東北大学には、計画初年度(令和7年度)分の助成額として、約154億円が助成された。

²⁴ 大阪大学、京都大学、早稲田大学、東京大学、九州大学、東京科学大学、筑波大学、名古屋大学(申請受付順)

²⁵ 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」及び「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」を実施している。

²⁶ 原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解

損害賠償額の算定に係る指針である「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を策定して以降も、必要に応じて中間指針の追補を策定している。令和4年12月、審査会は、同原子力発電所事故に伴う損害賠償請求の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、賠償の範囲や賠償額を見直し、第5次追補を策定・公表した。

5 文化及びスポーツの振興

(1) 文化芸術政策

文化芸術に関する施策は、「文化芸術基本法」に基づき策定される「文化芸術推進基本計画」により、総合的かつ計画的な推進が図られている。

文化芸術基本法は、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり等の分野における文化芸術に関する施策も対象範囲としている。

令和5年3月、第2期文化芸術推進基本計画が閣議決定された。第2期基本計画では、第1期基本計画の目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5～9年度）において推進する施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示している。

なお、文化庁は、地方創生や文化財の活用などの観点から京都へ移転し、令和5年5月、職員の7割に当たる390人の体制で本格的稼働を開始した。

(2) 文化財

ア 文化財の保存・活用

国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものについて指定等を行い、現状変更等に一定の制限を課す一方、保存修理等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。また、文化財の公開施設の整備に対する補助や展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ることなどにより、文化財の活用のための措置も講じている。

イ 世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）は、文化的価値のある資産と自然的価値のある資産を等しく人類全体のための遺産として登録し保護する枠組みで、昭和47年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で採択された。ユネスコの世界遺産委員会は、締約国からの推薦などに基づいて審議を行い、登録基準を満たしていると認められる資産を世界遺産として登録している。

我が国からは、令和6年7月に、「佐渡島（さど）の金山」（文化遺産）の登録が決定し、我が国の世界遺産は26件（文化遺産21件、自然遺産5件）となった。

令和7年1月、政府は、「飛鳥・藤原の宮都」の世界文化遺産登録に向けて推薦書をユネスコに提出した。今後、令和8年夏頃に、ユネスコの世界遺産委員会において登録可否の審議が行われる予定である。

決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行う。

(3) 著作権

著作権については、近年のデジタル化・ネットワーク化に対応するため、図書館関係の権利制限規定の見直し、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化など累次の法改正が行われている。

また、骨太方針2025において、「レコード演奏・伝達権²⁷の導入について、早期に結論を得る。」とされており、文化審議会著作権分科会において検討が進められている。

このほか、近年のA I技術の進展、特に生成A Iの技術の急速な進歩による著作権侵害のリスクが指摘されている。これを踏まえ、文化審議会著作権分科会において、現行の著作権法がA Iとの関係でどのように適用されるかに関して一定の考え方を示すため、令和6年3月、「A Iと著作権に関する考え方について」が取りまとめられた。同取りまとめにおいては、著作権法の基本的な考え方と技術的な背景を踏まえ、生成A Iに関する懸念点について、開発・学習段階、生成・利用段階、生成物の著作物性等の論点に関する現行の著作権法の解釈等が示された。

(4) 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する宗教法人法に基づく解散命令の請求

文化庁は、旧統一教会の行為が法令に違反して著しく公共の福祉を害しており、宗教団体の目的を著しく逸脱していると判断して、令和5年10月、東京地方裁判所に対して宗教法人法に基づく解散命令を請求し、令和7年3月、同裁判所は解散を命じる決定を行った。同年4月、旧統一教会は同決定を不服として東京高等裁判所へ即時抗告を行った。来春にも同高等裁判所の判断が示される可能性があるとされている。

また、令和6年3月、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」に基づき、旧統一教会が指定宗教法人²⁸に指定された。令和7年5月から、文化庁の「指定宗教法人の清算に係る指針検討会」において、指定宗教法人の清算を行う場合における、清算人による円滑な清算に資する指針の策定に向けた検討が行われ、同年9月、指針案が示された。同月から10月にかけて実施されたパブリックコメントの結果を踏まえ、10月内にも指針が策定される見込みである。

(5) スポーツ施策の推進とスポーツ基本法の改正

スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法においては、文部科学大臣は「スポーツの推進に関する基本的な計画」

²⁷ 商業用レコード（音楽CDやインターネット配信音源等）等として録音された実演あるいは音を直接・間接に公衆に聴かせる行為に係る権利。我が国の著作権法においては、著作権者に対して上演権・演奏権及び公の伝達権を付与しており、公の場において、公衆に対し、商業用レコード等として録音された著作物を聴かせる場合、利用者は原則として著作権者から利用許諾を得る必要がある一方で、実演家及びレコード製作には、放送・有線放送等における商業用レコード等の利用を除き「レコード演奏・伝達権」が現状設けられておらず、実演家等への対価還元が行われていない。

²⁸ 所轄庁等からの解散命令請求等があった宗教法人であって、被害者が相当多数存在することが見込まれ、財産処分・管理の状況を把握する必要があると認められる場合に、所轄庁が指定する宗教法人。

(スポーツ基本計画) を策定することとされている。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」(令和4～8年度)では、第2期スポーツ基本計画において掲げた4つの中長期的な基本方針²⁹を踏襲した上で、スポーツを取り巻く環境や社会状況の変化を踏まえ、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」の3つの「新たな視点」から施策を講じることとされた。

令和7年6月には、スポーツを取り巻く環境が大きく変化したことへの対応として、スポーツ基本法一部改正³⁰が行われた。改正法においては、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、スポーツ権の実質化を図り、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受でき、豊かさを実感できる社会の実現のための諸施策が講じられることとなった。

内容についての問合せ先

文部科学調査室 奈良首席調査員（内線 68500）

²⁹ 第2期スポーツ基本計画では、全ての人々が「する」「みる」「ささえる」という様々な立場でスポーツに関わることにより、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るとする4つの中長期的な基本方針が掲げられていた。

³⁰ 併せて、「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」の一部改正も行われた。